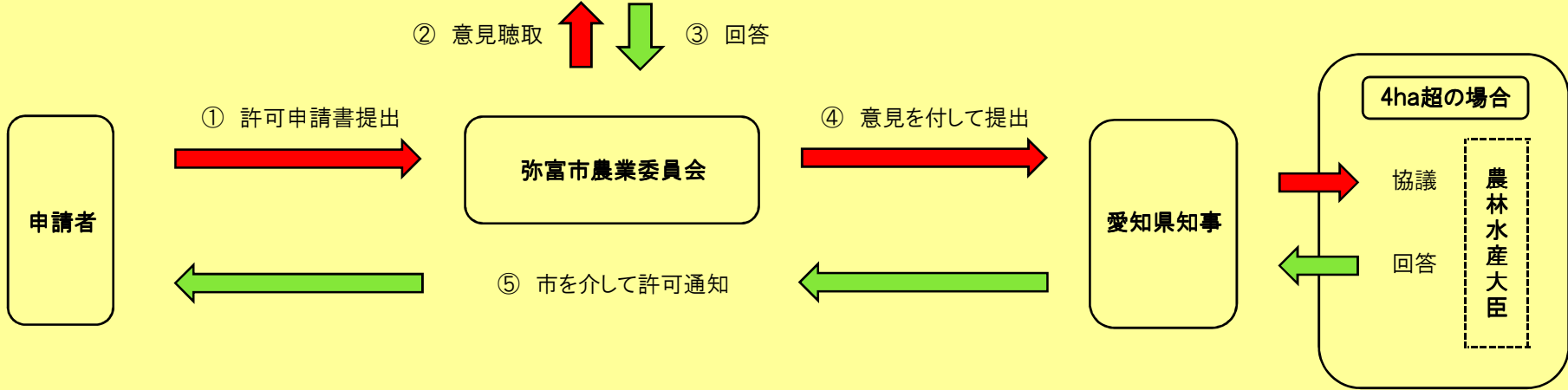


愛知県知事への許可申請

30a超の場合は必須です。
30a以下でも農業会議の意見聴取が活用できます。

愛知県農業会議
愛知県農業委員会
ネットワーク機構

- ※ 平成28年4月から、4ha超の農地転用も愛知県知事の権限になりました(知事と農林水産大臣との協議は必要です)。
- ※ 農地法以外に他法令(農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、建築基準法等)の確認が必要です。
- ※ 農振農用地(青地)として指定されている農地は、転用手続き前に農振除外の手続きが必要です。



弥富市農業委員会への届出

